

18. 農業生産法人の要件



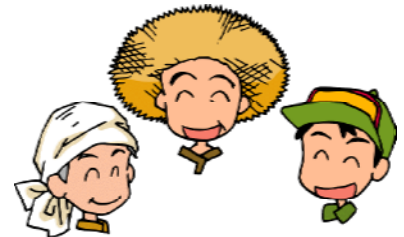
農業生産法人になるための要件は何がありますか？



法人が農業経営を目的として、農地の権利を取得（買ったり、借りたりすること）するためには、農地のある市町村農業委員会において、農地法に基づく許可を受けなければなりません。許可を受けるためには、農地法第2条第3項に規定されている農業生産法人要件を満たすことが必要です。

農業生産法人の要件は「法人形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の4つがあります。この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要です。農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられています。

なお、農事組合法人の場合は、農業協同組合法（農協法）によって、事業内容の限定や構成員、業務執行役員の資格などが定められており、これらの要件にも注意することが必要です。



1. 法人形態要件

次のいずれかであること

農事組合法人(出資制に限る = 2号法人) 合名会社 合資会社 合同会社 株式会社(非公開会社に限る = 株式譲渡制限会社)
--

2. 事業要件

農業生産法人が取り組む事ができる事業は、農業（農畜産物の生産・販売）及び農業に関連する事業が法人の主たる事業で、その他の事業も行うことができます。

農業関連事業とは、法人の行う農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つものであり、農畜産物の製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業が認められています。

なお、法人の生産物に他の農家等の生産したものを加え加工・販売（ファームレストラン、直売所など）・運搬・貯蔵することは農業関連事業とは認められますが、法人が生産していない農畜産物を他の農家等から集め、加工・販売・運搬・貯蔵することは農業関連事業とは認められないこととなります。

ファームイン（農家民宿）については、これまで農業と一次的な関連があるとみなされないため、「農業関連事業」ではなく、法人の行う農業及び農業関連事業が事業全体の売上高の過半を超えている場合に、「その他事業」として行うことが認められました。

特例として、構造改革特別区域制度により、農業分野においても、農村地域の豊かな地域資源等を活かして農村滞在型余暇活動を促進することにより地域の振興を図るとともに、農業生産法人の農業生産の安定発展を図ることができるようになるため、農業生産法人の行う農業関連事業の範囲を拡大する措置が15年10月1日より講じられていました。平成17年9月1日から、この制度が全国展開され、農業生産法人が行うことができる農業関連事業として、「主として都市住民の農業体験その他の農業に対する理解を深め

るための事業」が追加されています。

農業生産法人が行う事業範囲として、経営の多角化を通じた経営の安定・発展、雇用労働力の周年就労の確保等に資するよう、農業以外の事業についても、法人の主たる事業が農業（農業関連事業を含む。）という範囲で実施できることとなっています。

これらの農業以外の事業（その他事業）については、原則として制限はありませんが、地域の状況等からみて実施することがふさわしくないと考えられる事業を計画している場合は、事前に地域における協議会において話し合いを行うよう指導することとされています。

会社法人における農業生産法人の事業要件

<p>農業 その農業に関連する事業 自社の農業生産に関連する事業全般 農畜産物の製造・加工・貯蔵・運搬・販売・ 農業生産資材の製造、農作業受託など 自社の生産販売を補完するための他からの仕 入販売も関連事業とみなされる 農業と併せて行う林業</p>	<p>農業の売上高(+ +)は、 法人事業全体の売上高の過半 を占めること 主たる事業の判定は直近 3カ年の売上高で行う（異 常気象等により、農業の 売上高が著しく低下した 年が含まれている場合 は、当該年を除く。）</p>
<p>その他の事業 農業以外の事業でも可 (例)民宿、キャンプ場、造園、除雪等</p>	<p>(売上高の 1 / 2 未満)</p>

農事組合法人における農業生産法人の事業要件

<p>農業 その農業に関連する事業 1) 農畜産物を原材料とする製造又は加工 2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 3) 農業生産に必要な資材の製造 4) 農作業の受託 農業と併せて行う林業 共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 ～ に附帯する事業 附帯事業とは、「主たる事業に附帯して行われることが相当と認められる事業であり、具体的には、所有する機械施設の余剰稼働力を活用した事業等」とされています。自己の行う農業及び農業関連事業に必要な機械施設を利用して行う農業土木、造園、除雪等がこれにあたります。</p> <p>農事組合法人の事業は、原則「組合員の農業経営に関する事業」に限定されるので福祉事業や廃棄物処理事業、カラオケボックスなどのレジャー事業など農業に関係のない事業は行えません。 会社法人と同様に農業の売上高が法人事業全体の売上高の過半を占める必要がありますが、実質的な影響はありません。</p>
--

《農業に関連する事業》	
法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの	
事業の種類	事業範囲の具体例
農畜産物を原材料又は材料として使用する製造又は加工	畜産食料品の製造 野菜缶詰・果実缶詰・農産物保存・食料品製造 精穀・製粉 餅・味噌・パン・菓子製造 動植物油脂製造 製茶 (例)ミカン生産する法人が自己の生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを原材料にジュースを生産する場合など
農畜産物の貯蔵・運搬又は販売	普通・冷蔵倉庫による貯蔵 トラックによる運搬 農畜産物の卸売 食肉の小売 米・野菜・果実の小売 (例)ミカン生産する法人が自己の生産したミカンに加え、他の生産者から購入したミカンを貯蔵・運搬又は販売する場合など
農業生産に必要な資材の製造	肥料の生産 飼料の生産 (例)肉用牛の一貫経営を行う法人が自己の肉用牛の飼育に使用する飼料に加え、他の畜産農家へ販売のための飼料の製造を行う場合など
農作業の受託	稲作の基幹作業の受託 (例)水稲作を行う法人が自己の水稲の刈取作業に加え、他の農家の刈取作業の受託を行う場合など
レストランの設置運営	バーベキューハウス施設 ステーキハウス (例)法人で生産した米を使ったおにぎりや生産した肉を使って他から仕入れた米、パンや野菜等を添えたステーキ等を販売するレストラン等の設置運営をする場合など
直売施設の設置運営	野菜・果実・花などの直売 (例)法人で生産した農畜産物及び他の農家が生産した農畜産物を直接消費者に販売する施設の設置運営をする場合など

《付帯事業》	
主たる事業に付帯して行うことが相当と認められる事業	
事業の種類	事業範囲の具体例
民宿	自己の行う農業及び関連事業に必要な宿泊施設において人を宿泊させること
農業土木	自己の行う農業及び関連事業に必要な機械・施設を使用し、土木作業を受託して行うこと
造園	自己の行う農業及び関連事業に必要な機械・施設を使用し、庭石等の運搬、定置等を行うこと なお、自己の生産した花き、苗木、芝生に加え、他の農家等の生産した農畜産物を販売、運搬、定植することは関連事業となる
水田養魚	米の生産調整の方法として一次的に水田に水を溜め、鯉等の養殖を行うこと
研修(教育・職業訓練)	自己の行う農業及び関連事業に必要な施設において農業技術の技能講習等を行うこと なお、雇用した者に対して行う農業技術の技能講習等は法人の事業要件の問題ではない

3. 構成員要件

農業生産法人の構成員（出資者）が全て次のいずれかに該当する必要があります。

会 社 法 人	<p>農地等を提供した個人 常時従事者 原則として年間150日以上 法人の農業と関連事業への従事が対象（企画管理労務も含む） 地方公共団体、農地保有合理化法人、農業協同組合、農業協同組合連合会 農作業を法人へ委託している個人 継続的取引関係を持つ個人・法人 法人から物資の供給を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者 農業生産法人、食品加工業者、生協・スーパー、産直契約する個人、 農産物運送業者など 農商工連携事業者等 3年以上の取引契約を書類で締結することが必要</p> <p><議決権の制限></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ の合計は、総議決権の1/4以下であること ・ 法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合は、総議決権の1/2未満まで緩和 ・ 法人が認定農業者の場合は、農業関係者以外の者の議決権は1/2未満まで緩和 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「農商工連携事業者等」とは 食品流通構造改善促進法の認定を受けた計画に従って食品生産製造等連携計画事業を実施する食品製造業者等又食品製造事業協同組合等 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って農商工等連携事業を実施する中小企業者 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って生産製造連携事業を実施するバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等 米穀の新用途への利用の促進に関する法律の認定を受けた計画に従って生産製造連携事業を実施する製造事業者又は促進事業者</p> </div>
------------------	---

農 事 組 合 法 人	<p>農地の提供者 常時従事者 原則年間150日以上従事 農地保有合理化法人、農業協同組合、農業協同組合連合会 該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者（個人）又はその事業の円滑化に寄与する者 産直の消費者、特許・実用新案権等の提供者</p> <p><議決権の制限></p> <p>みなし農民及び の総数は、総組合員数の1/3を超えてはならない。 みなし農民とは、組合員が農民でなくなったり組合員が死亡しその相続人が農民でない場合に農民とみなし組合員資格を有すること 組合員資格において「農民等で定款で定める者」とあるのは、「農民等」かつ「定款で定める者」と解釈する。「定款で定める者」とは、地区の限定や野菜農家、一定面積以下の農家など農民の範囲を指している。</p>
----------------------------	---

<議決権の制限>

議決権とは、法人の最高議決機関である社員総会、株主総会、組合員総会において、行使できる権利で、合同会社又は株式会社は、1口(株)1票が原則とされています。また、農事組合法人については、1人1票とされます。

1) 会社法人の構成員議決権制限

農業関係者	継続的取引関係者
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	他の農業生産法人 スーパー・食品産業 産直契約する個人 農産物輸送者など

総議決権の3/4以上

総議決権の1/4以下

構成員に農商工連携事業者等がいる場合(特例)

農業関係者	継続的取引関係者	
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	農商工連携事業者等	農商工連携事業者等以外の者

総議決権の1/2以上

総議決権の1/4以下

総議決権の1/2未満

農業生産法人が認定農業者の場合(特例)

農業関係者	継続的取引関係者	
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地保有合理化法人、地方公共団体 農業共同組合、農業共同組合連合会 作業委託農家	【農業関係者】 他の農業生産法人 産直契約する個人 など	【農業関係者以外】 スーパー・食品産業 農産物輸送者 など

総議決権の1/2以上

総議決権の1/2未満

2) 農事組合法人の構成員議決権制限

農事組合法人が農業生産法人である場合は、農協法による議決権の範囲内となります

農地の提供者 常時従事者 農地保有合理化法人 農業協同組合、農業協同組合連合会	役務の提供者、物資の享受者(作業委託農家、産直を行っている個人等) その事業の円滑化に寄与する者 みなし農民
総議決権の2/3超	総議決権の1/3以下 (農業協同組合法第72条の10)

常時従事者とは

その法人の行う農業に年間150日以上従事すること
 年間150日に満たない者にあつては次により算出された日数以上
 構成員1人当りの平均労働日数の2/3以上、最低でも60日以上であること

$$\text{該当構成員の労働日数} = \frac{\text{法人の年間総労働日数}}{\text{構成員数}} \times \frac{2}{3} \quad 60\text{日}$$
 年間60日に満たない者にあつては、次により算出した日数以上
 その法人に農地等を提供しており、かつ、式により算出された日数又は次式で算出された日数のいずれか大である日数以上であること

$$\text{その法人の農業に必要な年間総労働日数} \times \frac{\text{該当構成員の農地等提供面積}}{\text{その法人の農地等面積}}$$

4. 業務執行役員要件

業務執行役員とは、取締役(会社法人)、理事(農事組合法人)の者を指します。業務執行役員の要件は、耕作者主義の観点からは、農業(農業関連事業を含む。)に常時従事する構成員が業務執行役員の過半(定数でなく実数で判断)を占め、さらにその過半が農作業に一定日数(原則60日以上)従事しなければならないとされています。

<会社法人>

取締役・業務執行役員の過半が法人の農業(関連事業含む)の常時従事者(原則150日以上)であること

に該当する役員の過半が、原則年間60日以上農作業に従事すること

<農事組合法人>

理事の過半が労働を提供する組合員であり

に該当する理事の過半が、原則年間60日以上農作業に従事すること

理事は農民である組合員のみ

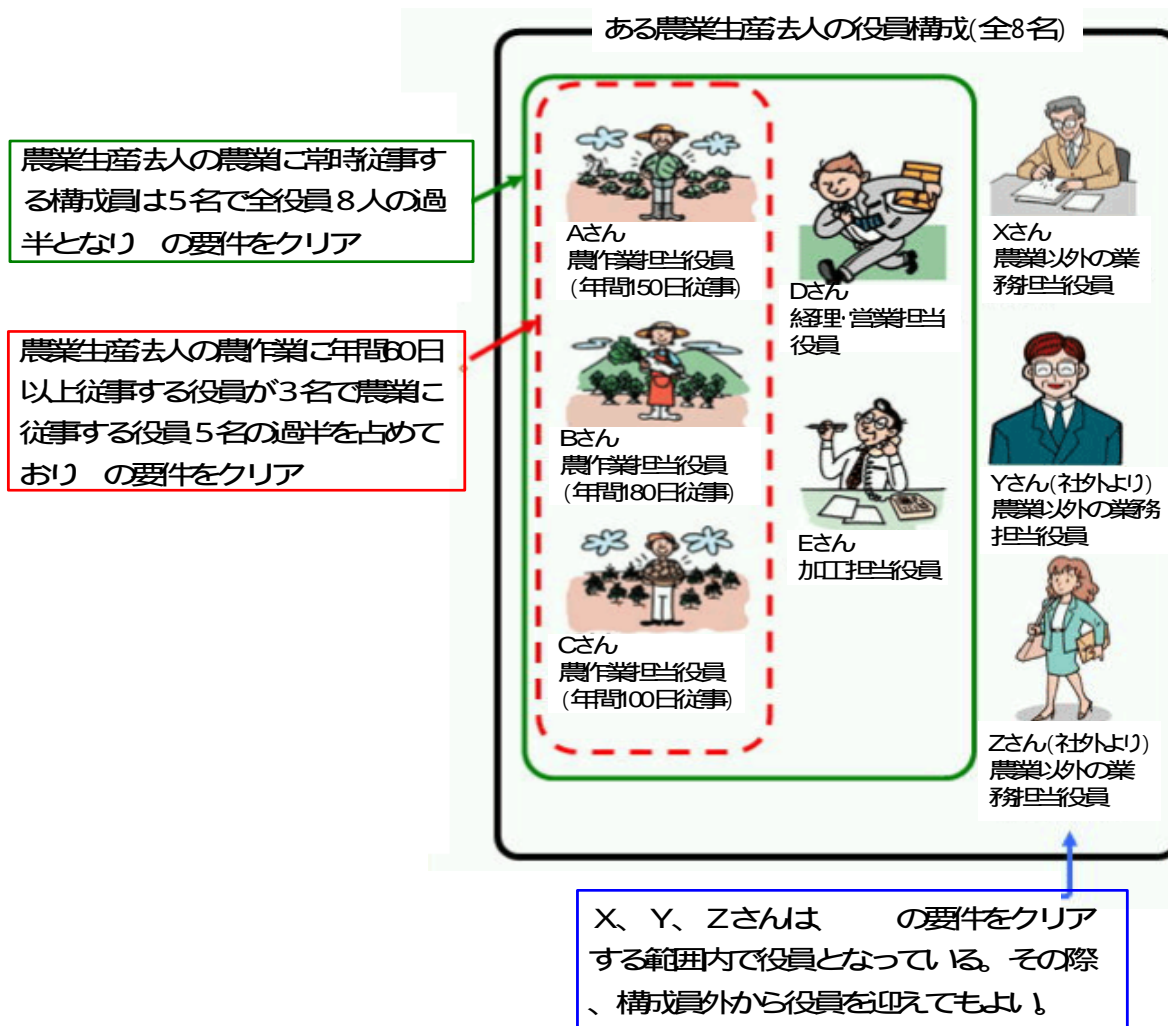
「農作業」とは、耕起、整地、播種、元肥、追肥、除草、防除、収穫など耕作や養畜に直接必要な作業をいいます。帳簿の記帳や配達・集金等は含まれません。

出資者以外の者が農業生産法人の業務執行役員になれるのか

有限会社や株式会社の場合、会社法により社員(株主)以外の取締役(員外役員)が認められているので、業務執行役員要件が満たされていれば、社員(株主)以外の者が業務執行役員(取締役)になることは可能です。

一方、農事組合法人の場合は、農協法により農民である組合員以外の者が業務執行役員(理事)になることはできません。

【会社法人の例】



5. 農業生産法人の認定

農業生産法人を設立しようとする場合は、農協法、会社法に基づく法人設立手続をし、さらに市町村農業委員会に農地（採草放牧地を含む）の権利移転（取得）についての許可申請を行います。

農業委員会は、当該法人が農業生産法人の要件を満たし、かつ農地法の規定に照らして許可相当と認めた場合に農地の権利移転を許可することとなります。すなわち、農業委員会が農地の権利移転を許可することで農業生産法人として認められます。

6. 農業生産法人の報告義務

農業生産法人の要件は、農地の権利取得をした後も満たされていることが必要です。農地の権利を取得した後も要件に適合していることを確認するため、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に事業の状況等を農地等の所在地を管理する農業委員会に対して報告することが定められています。